

[事案 2023-88] 入院給付金支払等請求

・令和6年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸がんおよび子宮筋腫で入院し手術を受けたため、令和2年8月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。もしくは、既払込保険料を全額返還してほしい。

- (1) 自分は、募集人に対して全て嘘偽りなく報告し、告知書記入の際にも疑問点等を募集人に確認し、募集人の指示に従い記入しているため、自分に過失はない。
- (2) 募集人には経過観察についても報告しているが、経過観察は通院には該当せず告知しなくて良いと言われたため告知しなかった。
- (3) 三者面談時、がんの術後に経過観察に行かない人はどのくらいいると思うか確認したところ、募集人、保険会社担当者ともほとんどいないと回答している。
- (4) 三者面談時に、保険会社は自分が「完治した」と申告したことを理由として告知義務違反を主張しているが、告知における「完治とは」の説明は受けていない。
- (5) 経過観察の概念等を熟知しているのは募集人であり、募集人が契約時に綿密な確認を怠らなければ今回のようなケースにはならなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知書の質問事項に該当する事実があるにもかかわらず「いいえ」と回答している。
- (2) 医師の診察を受けているにもかかわらず、経過観察だからという理由で告知をしなかったことは重大な過失にあたる。募集人に告知受領権はなく、そもそも募集人は、「経過観察は通院に該当しないため告知しなくて良い」という発言はしていない。
- (3) 募集人による告知に関する注意事項説明の際、告知事項に該当する通院の話は出なかった。
- (4) 本件の請求原因は、子宮頸がんおよび子宮筋腫によるものであり、告知義務違反の原因になった傷病と同一である。子宮頸がんについては、主治医が「原発」とし関連性を否定しているところはあるが、告知義務違反の原因となった受診は子宮頸がんの再発リスクや予後を見るためのものと思われ、請求の原因となった子宮頸がんと全く関連がないとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。